

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-1-2
許認可等の種類	車両等装置用計量器の装置検査			
根拠法令条例等・条項	計量法第16条第3項、第75条第1項			
許認可等の概要	車両に装置して使用されているタクシメーターの精度を確保するための検査			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>○計量法第75条第2項 経済産業大臣、都道府県知事又は指定検定機関は、経済産業省令で定める方法により装置検査を行い、車両等装置用計量器が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するときは合格とし、経済産業省令で定めるところにより、装置検査証印を付する。</p> <p>○特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号) 第22条(技術上の基準及び検査方法) 第108条(合格条件) 第109条(検査方法)</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	20日			
期間の制定根拠	計量法第160条第1項、特定計量器検定検査規則第71条第1項三			